NICHII 医事ニュース

2025年4月4日
発行
第424号

発行元：事業統括本部　医療関連事業本部　運用企画部　運用企画課

主旨
激変する医療界の動向について、医療経営の視点で必要な情報を提供すると共に、医事業務に必要な実務知識の提供をしています

今月のトピックス

医療に関する広告規制について

最近、美容整形などの自由診療の分野における違法な医療広告が報道されています。
2025年2月26日に開催された厚生労働省医政局の「医療機能情報提供制度・医療広告等に関する分科会」では、「医療広告規制におけるウェブサイト等の事例解説書」第5版の改定について議論され、3月11日に関係各署に周知依頼が出されました。

自由診療で行われる再生医療やエクソソーム（編注）等に関する誇大広告・虚偽広告の事例や、SNS・動画における広告形態の詳細化や分かりやすい情報提供のあり方の例示について内容を拡充し、公表しています。自院のHP作成等における留意点として確認しておきましょう。

（編注）エクソソーム：細胞間の情報伝達を担う微小な粒子。新しい治療法や診断法の開発可能性が注目されている。

https://www.mhlw.go.jp/content/001439423.pdf

厚生労働省医政局審議会資料
「広告ガイドライン等について」

医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針
（医療機関ホームページガイドライン）　医政発0928第1号平成24年9月28日

＜背景・経緯＞

○ インターネット上の医療機関のホームページについては、医療機関の情報を得ようとする目的を有する者が検索サイトでの検索等を行った上で閲覧するものであり、医療法上の広告とは見なされていない（医療法による規制の対象外）。

○ しかしながら、インターネット等を通じた情報の発信・入手が極めて一般的な手法となっている現状において、ホームページに掲載されている情報を契機として発生するトラブルに対して、適切な対応が求められている。

○ このため、医療情報の提供のあり方等に関する検討会で取りまとめられた報告書（平成24年3月）に基づき、医療機関のホームページの改善を図ることとした。

趣旨

インターネット上の医療機関のホームページ全般の内容に関する規範を定め、**関係団体等による自主的な取組を促すもの**

基本的な考え方

引き続き、ホームページを医療法の規制対象と見なさないこととするものの、**ホームページの内容の適切なあり方を本指針に提示**

指針の対象

インターネット上の**医療機関のホームページ全般**

※ ①誘因性、②特定性、③認知性のいずれの要件も満たす場合には、医療法の規制対象となる広告として取り扱う。

指針の内容

（1）ホームページに掲載すべきでない事項
（利用者保護の観点）

①	内容が虚偽にわたる、又は客観的事実であることを証明することができないもの
②	他との比較等により自らの優良性を示そうとするもの
③	内容が誇大なもの又は医療機関にとって都合が良い情報等を過度に強調するもの
④	早急な受診を過度にあおろうとするもの又は費用を過度に強調するもの
⑤	科学的な根拠が乏しい情報に基づき、国民・患者の不安を過度にあおるなどして、医療機関への受診や特定の手術・処置等の実施を不当に誘導するもの
⑥	公序良俗に反するもの
⑦	医療法以外の法令で禁止されているもの

（2）ホームページに掲載すべき事項
（国民・患者に正確な情報が提供され、その選択を支援する観点）

①	通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項
②	治療等のリスク、副作用等に関する事項

© 2025　NICHIIGAKKAN CO., LTD. All rights reserved.

医療広告規制におけるウェブサイト等の事例解説書　第5版より一部紹介

1．広告が禁止される事例

（9）提供する医療の内容等について誤認させる広告（誇大広告）（個別具体例3/3）

提供する医療の内容等について事実を不当に誇張して表現している等、人を誤認させる表現

医療広告ガイドラインでは、必ずしも虚偽ではないが、提供する医療の内容等について、事実を不当に誇張して表現していたり、人を誤認させる広告（一般人が広告内容から認識する「印象」や「期待感」と実際の内容に相違があるもの）は、医療に関する広告としては認められないものである、とされている。

事例①　提供する医療の内容等について事実を不当に誇張する表現

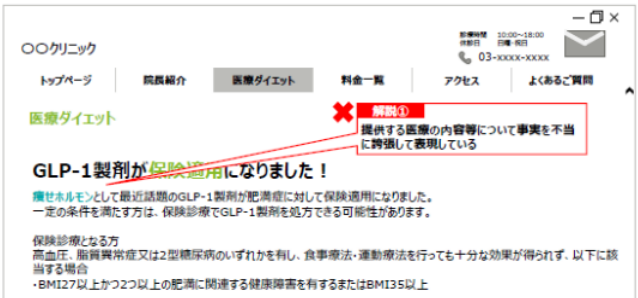

事例②　自由診療が保険診療になったと誤認させる表現

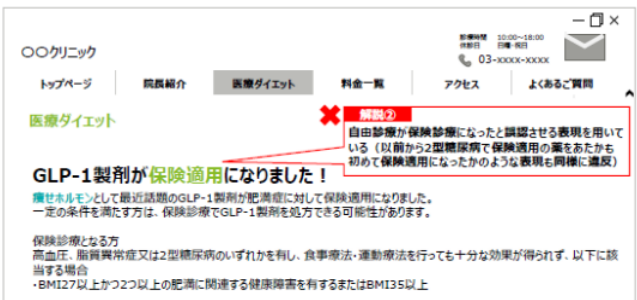

1．広告が禁止される事例

（10）処方箋医薬品等を必ず受け取れると期待させる広告（誇大広告）

処方箋医薬品等を必ず受け取れると期待させる表現

医療広告ガイドラインでは、「必ずしも虚偽ではないが、施設の規模、人員配置、提供する医療の内容等について、事実を不当に誇張して表現していたり、人を誤認させる広告を禁止するものであり、医療に関する広告としては認められない。とされ、かつここでいう「人を誤認させる」とは、「一般人が広告内容から認識する「印象」や「期待感」と実際の内容に相違があること」とされている。

事例①　いかなる場合でも、処方箋医薬品等を必ず受け取れるかのような表現

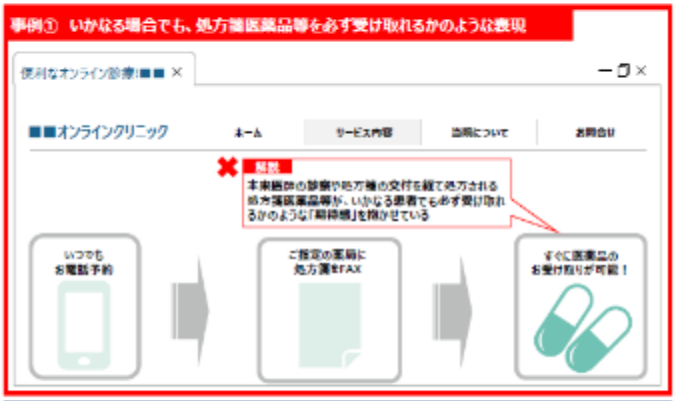

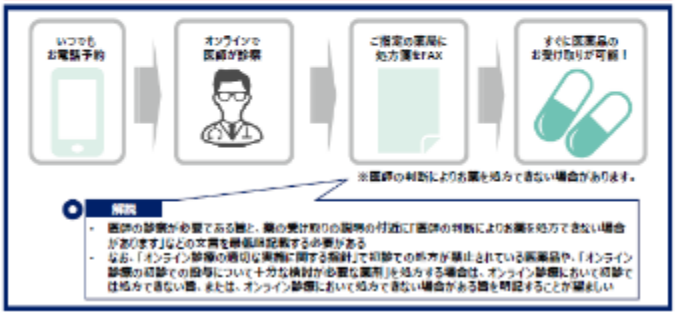

更新
（説明の追加）

1．広告が禁止される事例

（11）科学的根拠が乏しい情報による誘導（誇大広告）

科学的根拠が乏しい情報を用いて医療機関への受診や手術へ誘導する表現

医療広告ガイドラインでは、科学的な根拠が乏しい情報であるにもかかわらず、特定の症状に関するリスク、又は手術や処置等の有効性を強調することにより、医療機関への受診や手術へ誘導するものは、誇大広告として取り扱うこと、とされている。また、自由診療で行われる治療について、標準治療等と同等もしくはそれ以上に有効性や安全性が担保されていることを謳う又は暗示する表現も、「誇大な広告」に該当する。

事例①　医療機関への受診を誘導

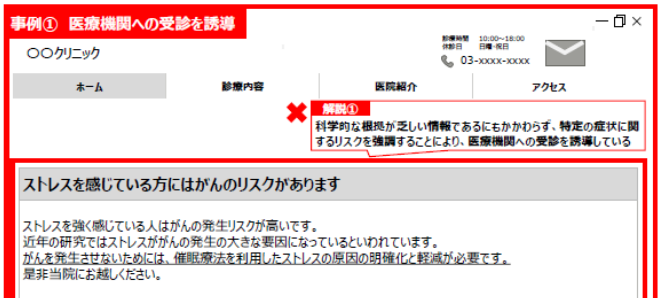

事例②　特定の手術や処置等の実施に誘導

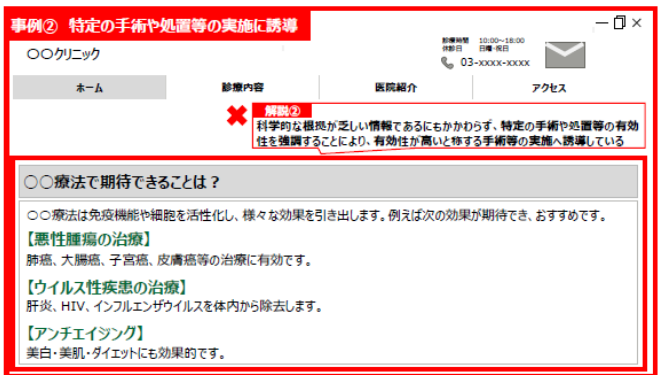

1．広告が禁止される事例

（21）体験談（省令禁止事項）（個別具体例5/5）※患者の主訴として記載された体験談の掲載

治療内容又は効果に関する体験談の表現

治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない。医療広告ガイドラインでは、こうした体験談について、医療機関への誘引を目的として紹介することは、個々の患者の状態等により感想が異なり得るものであり、誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、医療に関する広告としては認められない、とされており、とある患者の主訴として記載された体験談であっても、規制の対象となる。

事例　患者の主訴として記載された、治療内容または効果に関する体験談

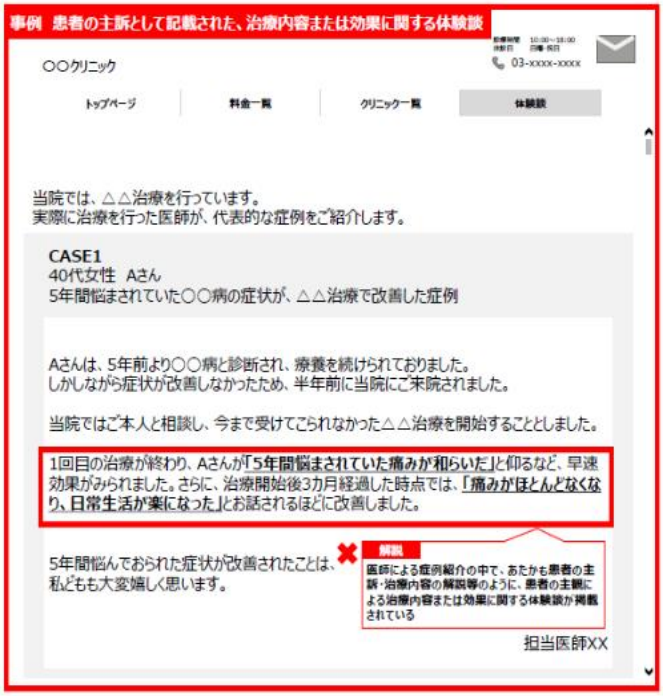

© 2025　NICHIIGAKKAN CO., LTD. All rights reserved.

医療広告規制におけるウェブサイト等の事例解説書　第5版より一部紹介

3．限定解除要件の記載が不適切な事例　3－1　限定解除要件について

（27）「専門外来」「診療科名」「専門性資格」「手術件数」「新聞や雑誌等で紹介された旨」における限定解除

限定解除要件を満たしていない例

厚生労働大臣が届出を受理していない団体が認定する専門性資格※1を有する旨等、広告可能事項に該当しないものは、原則として広告できない。しかし、広告可能事項の限定解除要件を満たし、かつ禁止される広告に該当しない場合は、広告可能事項に該当するか否かにようず広告できる。以下の事例は、容易に照会できるように問い合わせ先（電話番号、Eメールアドレス等）を明示しておらず、限定解除要件を満たしていない。

事例①　広告可能事項ではない事項

○○専門外来
○○病院

解説①-1
「専門外来」の表記が存在する（「専門」を除外して「外来」とした場合も認められない）

ホーム　診療内容　医院紹介　アクセス

膠原病科　甲状腺科
糖尿病科　新生児科
認知症科　化学療法科

解説①-2
法令上の根拠のない診療科名が記載されている

解説①-3
厚生労働大臣が届出を受理していない専門性資格を記載している

院長紹介
厚生　太郎　○○病院　院長
<資格>
□□学会認定　□□専門医
△△学会認定　△△認定医
○○学会認定　○○認定医
（作成者注：厚生労働大臣が届出を受理していない専門性資格）

手術実績（2014年～2018年）

	2014	2015	2016	2017	2018
○○手術	50件	55件	63件	72件	81件
△△手術	28件	12件	51件	32件	45件

解説①-4
特定の医師のキャリアとして、医師個人が行った手術件数が記載されている

解説①-5
自らの医療機関や勤務する医師が紹介された旨を記載している

当院のメディア掲載情報
2018/5/25 当院が雑誌△△に掲載されました。
当院の施設写真やスタッフのインタビュー記事も掲載されております！
△△クラブ5月号
2019/3/8 ニュースで当院の院長○○が紹介されました！
現在の美容問題などについて、お話しました！
3月6日□□放送

※1「医療に関する広告が可能となった医師等の専門性に関する資格名等について」に記載された範囲であれば限定解除せずに広告可能。

限定解除要件を満たす改善例

左記を広告する際には、広告可能事項の限定解除要件に係る情報を十分に記載する必要がある。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abcde.com
○○専門外来
診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
電話　03-xxxx-xxxx
Mail　xxxxxxxxx@yyy.jp

解説①-1～5
限定解除要件を満たした情報を記載する

医院紹介　アクセス
膠原病科　甲状腺科
糖尿病科　新生児科
認知症科　化学療法科

院長紹介
厚生　太郎　○○病院　院長
<資格>
□□学会認定　□□専門医
△△学会認定　△△認定医
○○学会認定　○○認定医
（作成者注：厚生労働大臣が届出を受理していない専門性資格）

手術実績（2014年～2018年）

	2014	2015	2016	2017	2018
○○手術	50件	55件	63件	72件	81件
△△手術	28件	12件	51件	32件	45件

当院のメディア掲載情報
2018/5/25 当院が雑誌△△に掲載されました。
当院の施設写真やスタッフのインタビュー記事も掲載されております！
△△クラブ5月号
2019/3/8 ニュースで当院の院長○○が紹介されました！
現在の美容問題などについて、お話しました！
3月6日□□放送

補足
限定解除の要件を満たすためには、医療広告ガイドラインp.31の広告可能事項の限定解除要件の①②の記載を満たすことが必要である。
（自由診療の場合は、これに加え限定解除要件の③④を満たす必要がある。詳細は本事例解説書p.37-45を参照

4．広告するにあたって注意が必要な事例

（33）提供される医療とは直接関係ない事項による誘引

提供される医療とは直接関係ない事項の表現

医療広告ガイドラインでは、提供される医療の内容とは直接関係のない情報を強調し、国民・患者を誤認させ、不当に国民・患者を誘引する内容については、広告は行わないものとされている。

事例　提供される医療の内容とは直接関係のない事項

○○クリニック
診療時間　10:00～18:00
休診日　日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

トップページ　料金一覧　クリニック一覧　アクセス

解説
物品を贈呈する旨等を記載している

子どものみんなには治療後に、頑張ったご褒美にカチャカチャをプレゼント！

当院で出産された方には、出産祝いとして赤ちゃんグッズをプレゼントしております。

新規作成

1．SNSにおける広告事例

SNSにおける広告形態と主な違反形態
一体的かつ一覧性をもった情報提供のあり方

SNSにおける医療広告については、一つの投稿内で情報提供が完結せず、返信等によって一連の投稿として情報提供を行う場合がある。こうした場合も、一連の情報の確認を促すなど、患者等にとって分かりやすい情報提供となるよう、一体的かつ一覧性をもった情報提供を行う必要がある。
※以下は一例であり、実際のSNSにおける全体の構図を考慮して、患者等にとって分かりやすい情報提供が行われる必要がある。

✖ 情報提供が分かりにくいもの

例１：必要な情報提供が一連の投稿の中でなされていない

プロフィール
○○治療（作成者注：自由診療で行われる治療）を行っています。
連絡先 XX

投稿

例２：必要な情報提供が一体性、一覧性をもってなされていない

プロフィール
連絡先 XX

投稿
○○治療のメリットとは・・・

⋮

投稿
○○治療では・・・を行います。

⋮

投稿
○○治療の費用、リスク・副作用は・・・です。

○ 一体的かつ一覧性をもって情報提供が行われているもの

例１：必要な情報提供がプロフィール欄や一つの投稿の中で一体的かつ一覧性をもって情報提供が行われている

プロフィール
○○治療
○○治療では・・・を行います。
○○治療の費用、リスク・副作用は・・・です。
連絡先 XX

投稿

例２：情報提供された投稿の掲載場所を明示し、その投稿の近傍で一体的かつ一覧性をもって必要な情報提供が行われている

プロフィール
○○治療
本治療の詳細は1投稿目をご覧ください。（投稿を固定しています）
連絡先 XX

投稿
○○治療の内容、費用、リスク・副作用は・・・です。

投稿

新規作成

2．動画における広告事例

（42）体験談（省令禁止事項）

治療内容又は効果に関する体験談の表現

治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない。医療広告ガイドラインでは、こうした体験談について、医療機関への誘引を目的として紹介することは、個々の患者の状態等により感想が異なり得るものであり、誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、医療に関する広告としては認められない、とされている。

事例　治療内容または効果に関する体験談

②動画

脂肪冷却器を使った初めてのメディカル痩身術、いかがでしたか？

痛みもなく、寝ているだけで、あっという間に終わりました。
早速おなか周りが引き締まった感じです。
これだけの効果があるなら続けたいです！

たった○分でウエスト－○cm

解説
動画内の映像や音声であっても、治療内容または効果に関する体験談が紹介されれば違反となる

③タイトル
□□院長が徹底解説！
○○○○クリニックにおけるメディカル痩身術

④概要欄
今回は、アメリカFDAで承認されている医療痩身マシンを利用したメディカル痩身術をご紹介！

脂肪冷却器を利用し、ツラい食事制限や運動をせずとも、無理なく楽に部分痩せが可能です。
脂肪組織が他の組織よりも低温に弱いという性質を利用し、皮膚などを守りながら脂肪だけを冷却して破壊・排出させるため、リバウンドしにくいのも特長です。
1回○分、○回目くらいから効果を実感される方が多いです。

料金は、1回○○○○円と利用しやすい価格設定♪

リスク・副作用：発赤・内出血・硬結・知覚鈍麻・凍傷・色素沈着などを生じる可能性があります。

モニターさんが実際に体験した様子などもご紹介しています。ぜひ動画をお楽しみください。

…

© 2025　NICHIIGAKKAN CO., LTD. All rights reserved.

いきいきホスピタル　1

検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料について

2025年（令和7年）3月18日、厚生労働省保険局医療課から「疑義解釈資料の送付について（その 21）」が出されました。B009の注 18 検査・画像情報提供加算及びB009-2電子的診療情報評価料について、電子カルテ情報共有サービスを通じて検査結果及び画像情報等を送受、活用した場合、算定は可能とされました。その他に必要な要件等も示されていますので、ご注意ください。

医療DXを推進している医療機関には、朗報となる疑義解釈となっています。

https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001453763.pdf

疑義解釈（その21）2025.3.18

【検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料】

問１「B009」の注 18 検査・画像情報提供加算及び「B009-2」電子的診療情報評価料について、電子カルテ情報共有サービスを通じて検査結果及び画像情報等を送受、活用した場合、算定可能か。可能な場合、検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料の施設基準に係る届出様式はどのように記載すべきか。

（答）他の要件を満たしている場合には算定可能。

届出様式について、「２」は「イ）電子的な方法による送受を実施する」、「４」は「イ）電子的な診療情報提供書に添付して送受信」を選択し、「５」には「全国医療情報プラットフォーム」と、「７」には事務局名として「厚生労働省」、事務局所在地として「東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第５号館」と、「８」にはチャネル・セキュリティとして「公衆網」、オブジェクト・セキュリティとして「SSL/TLS」と記載すること。

また、「６」には実際に診療情報を送受する医療機関名を記載すること。

「10」のストレージ機能については「無」として差し支えない。

B009 診療情報提供料（Ⅰ）　250点

注1～17（略）

18 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、患者の紹介を行う際に、検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容、退院時要約等の診療記録のうち主要なものについて、他の保険医療機関に対し、電子的方法により閲覧可能な形式で提供した場合又は電子的に送受される診療情報提供書に添付した場合に、検査・画像情報提供加算として、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、イについては、注８に規定する加算を算定する場合は算定しない。

イ 退院する患者について、当該患者の退院日の属する月又はその翌月に、必要な情報を提供した場合　200点

ロ 入院中の患者以外の患者について、必要な情報を提供した場合　30点

B009-2 電子的診療情報評価料　30点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、別の保険医療機関から診療情報提供書の提供を受けた患者に係る検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容、退院時要約等の診療記録のうち主要なものについて、電子的方法により閲覧又は受信し、当該患者の診療に活用した場合に算定する。

© 2025　NICHIIGAKKAN CO., LTD. All rights reserved.

いきいきホスピタル　2

新型コロナウイルス感染症の公費請求について

2025年1月14日発行の第421号の「いきいきホスピタル」において、新型コロナウイルス感染症患者に対する公費支援の請求が、2025（令和7）年2月10日をもって最終となる旨、お知らせいたしました。

ほとんどの医療機関はこの期日を守り請求を終えていると思います。しかし、やむを得ない事情等により、その期日までに請求できなかったレセプトは、本当にもう請求不可と判断しなければならないのか、という点について、事例が報告されましたのでご紹介いたします。

結果として、各所轄の自治体に確認し、「請求可」と承認いただけたものについては請求可能となりました。厚生局等から未請求分の公費負担分について事前調査が行われた自治体もあると聞いています。2025年3月31日に、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課から、最終請求は2025年3月診療分までという通知がでました。4月診療分からは請求を行う事が出来なくなります。

ご注意ください。

【経緯】

保険証忘れでの救命救急センター受診で自費会計

↓

受診翌月に保険証を持参、返金処理を行う

↓

公費（28）請求の最終請求日に向けて、2025年1月に保留および返戻レセプトの全件チェックは実施したが、この未請求分を発見できなかった

↓

2025年3月、最寄りの自治体へ請求の可否を確認

↓

3月28日、●●県および保健所より、当日保険証未提出、事後保険証確認の28公費請求の案件としてレセプト請求を認めるとの連絡あり。（●●県として公費負担する決定）

↓

2025年3月診療分と併せて28公費も含めて当該レセプトを提出予定

参　考

事務連絡

令和7年3月31日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る予算措置の終了について

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の令和6年度における請求事務については、「【最終案内】新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和6年度における請求事務の取扱いについて（令和6年12月5日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）」により、令和7年2月10日を最終請求日とする旨の周知をお願いさせていただいたところです。

一方で、当該最終請求日までにやむを得ず審査支払機関への請求が間に合わなかった場合の措置として、各都道府県において必要に応じて予算上の対応を行い、令和７年３月診療分までの対応を可能としました。

今般、上記の対応を最後として、本件公費支援に係る予算措置については終了することから、令和7年4月診療分以降については、請求を行う事が出来なくなります。

つきましては、各都道府県からの調査に報告を行った医療機関・薬局におかれては、必ず3月診療分にて請求いただきますよう、貴会会員への周知方、よろしくお願いいたします。

© 2025　NICHIIGAKKAN CO., LTD. All rights reserved.

算定 à la carte 1

「食事療養費標準負担額」の変更について

2024年６月改定時において、入院時の食事代が30円引き上げられましたが、健康保険法施行令の改正により、2025年４月１日からさらに、入院時の食費（入院時食事療養費、入院時生活療養費）が引き上げられます。昨今の物価高による食材費の高騰によるもので、入院時の食費（１食につき）「20円」、低所得者では「10円」または据え置きとなります。2024年からの食事療養、並びに生活療養の標準負担額（１食につき）を表にまとめましたので、ご活用下さい。

食事療養の標準負担額

適用開始時期			2024年5月末迄(改定前)	2024年6月から	2025年4月から
一般 (70 歳未満)	70 歳以上の高齢者	標準負担額（１食につき）			
一般 (下記以外)	一般（下記以外）		460 円	490 円	510 円
		例外 ・指定難病者、小児慢性特定疾病児童等	260 円	280 円	300 円
		例外 ・精神病床入院患者(※1)	260 円	260 円	260 円
低所得者 (住民税非課税)	低所得者Ⅱ(※2)	過去１年間の入院期間が90日以内	210 円	230 円	240 円
		過去１年間の入院期間が90日超	160 円	180 円	190 円
該当なし	低所得者Ⅰ(※3) (老齢福祉年金受給者)		100 円	110 円	110 円

※1　2015(Ｈ27)年４月１日以前から2016(Ｈ28)年４月１日まで継続して精神病床に入院している患者
※2　低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者
※3　低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに０円となる者。あるいは、②老齢福祉年金受給権者

生活療養の標準負担額

適用開始時期			2024年５月より変更なし	2024年5月迄(改定前)	2024年6月から	2025年4月から
療養病床に入院する 65 歳以上の患者			居住 (1 日につき)	食費 (1 食につき)	食費 (1 食につき)	食費 (1 食につき)
一般	①一般の患者（下記のいずれにも該当しない者）	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院しているもの	370 円	460 円	490 円	510 円
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	370 円	420 円	450 円	470 円
	②厚生労働大臣が定める者〔重篤な病状又は集中治療を要する者等〕（低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）	生活療養(Ⅰ)	370 円	460 円	490 円	510 円
		生活療養(Ⅱ)		420 円	450 円	470 円
	③指定難病患者（低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）		0 円	260 円	280 円	300 円
低所得者Ⅱ	④低所得者Ⅱ（＊）（⑤⑥に該当しない場合）		370 円	210 円	230 円	240 円
	⑤低所得者Ⅱ〔重篤な症状又は集中治療を要する者等〕	過去1年間の入院期間が90日以内	370 円	210 円	230 円	240 円
		過去1年間の入院期間が90日超	370 円	160 円	180 円	190 円
	⑥低所得者Ⅱ〔指定難病患者〕	過去1年間の入院期間が90日以内	0 円	210 円	230 円	240 円
		過去1年間の入院期間が90日超	0 円	160 円	180 円	190 円
低所得者Ⅰ	⑦低所得者Ⅰ（⑧⑨⑩⑪に該当しない者）		370 円	130 円	140 円	140 円
	⑧低所得者Ⅰ〔重篤な病状又は集中治療を要する者等〕		370 円	100 円	110 円	110 円
	⑨低所得者Ⅰ(指定難病患者) ⑩低所得者Ⅰ／老齢福祉年金受給者 ⑪境界層該当者(負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない者)		0 円	100 円	110 円	110 円

＊；70歳未満の低所得者（住民税非課税／限度額適用区分「オ」）は70歳以上の「低所得者Ⅱ」に相当。「低所得者Ⅰ」は70歳以上に適用

© 2025　NICHIIGAKKAN CO., LTD. All rights reserved.

算定 à la carte 2

「デュルバルマブ（遺伝子組換え）製剤（イミフィンジ点滴静注）「子宮体癌」におけるDPC制度の取扱い

2024年11月22日付で「進行・再発の子宮体癌」におけるデュルバルマブ（遺伝子組換え）（イミフィンジ点滴静注）については、効能・効果が認められましたが、2024年11月のDPC高額薬剤（出来高算定）の対象にはならず、DPC対象医療機関においては包括算定となっていました。
年４回DPC高額薬剤通知が発信となる、2025年３月18日付の厚生労働省の通知において、上記薬剤がDPC高額薬剤の対象に新規適用となりましたのでお知らせいたします。適用は3月19日からです。ほかの薬剤や検査においても、DPC評価において、次期診療報酬改定までの間、出来高算定することが通知されていますので、確認してみましょう。

高額薬剤通知　別表１　保医発0318第２号　2025.3.18

区分	告示番号	薬剤名	銘柄（参考）	適応症	ICD-10（参考）	診断群分類番号
一部変更	13	オラパリブ	リムパーザ錠100mg リムパーザ錠150mg	ミスマッチ修復機能正常（pMMR）の進行・再発の子宮体癌におけるデュルバルマブ（遺伝子組換え）を含む化学療法後の維持療法	C54$、D070	12002x 子宮頸・体部の悪性腫瘍 12002xxx99x40x 12002xxx99x41x 12002xxx99x50x 12002xxx99x51x 12002xxx97x3xx 12002xxx97x4xx 12002xxx97x5xx 12002xxx01x4xx
一部変更	78	デュルバルマブ（遺伝子組換え）	イミフィンジ点滴静注120mg イミフィンジ点滴静注500mg	進行・再発の子宮体癌	C54$、D070	12002x 子宮頸・体部の悪性腫瘍 12002xxx99x40x 12002xxx99x41x 12002xxx99x50x 12002xxx99x51x 12002xxx97x3xx 12002xxx97x4xx 12002xxx97x5xx 12002xxx01x4xx
一部変更	79	エフガルチギモド アルファ（遺伝子組換え）／ボルヒアルロニダーゼアルファ（遺伝子組換え）	ヒフデュラ配合皮下注	慢性炎症性脱髄性多発根神経炎	G618	010110 免疫介在性・炎症性ニューロパチー 010110xxxxx0xx 010110xxxxx3xx 010110xxxxx40x 010110xxxxx41x
	80	モノエタノールアミンオレイン酸塩	オルダミン注射用1g	静脈奇形の硬化退縮	D180	070590 血管腫、リンパ管腫 070590xx99x0xx 070590xx97x0xx
一部変更（上段） 新薬（下段）	81	ベンラリズマブ（遺伝子組換え）	ファセンラ皮下注30mgシリンジ ファセンラ皮下注30mgペン	既存治療で効果不十分な好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	M301	070560 重篤な臓器病変を伴う全身性自己免疫疾患 070560xxxxx00x 070560xxxxx01x 070560xxxxx1xx 070560xxxxx2xx 070560xxxxx5xx

一部変更・・・効能効果・用法用量の一部変更

© 2025　NICHIIGAKKAN CO., LTD. All rights reserved.

高額薬剤通知　別表１　保医発0318第２号　2025.3.18

区分	告示番号	薬剤名	銘柄（参考）	適応症	ICD-10（参考）	診断群分類番号
新薬	82	トフェルセン	クアルソディ髄注100mg	SOD1遺伝子変異を有する筋萎縮性側索硬化症における機能障害の進行抑制	G122	010155 運動ニューロン疾患等 010155xxxxx00x 010155xxxxx01x 010155xxxxx10x 010155xxxxx11x 010155xxxxx20x 010155xxxxx21x
新薬	83	テクリスタマブ（遺伝子組換え）	テクベイリ皮下注30mg テクベイリ皮下注153mg	再発又は難治性の多発性骨髄腫（標準的な治療が困難な場合に限る）	C900	130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物 130040xx99x2xx 130040xx99x3xx 130040xx97x2xx 130040xx97x3xx
新薬	84	モスネツズマブ（遺伝子組換え）	ルンスミオ点滴静注1mg ルンスミオ点滴静注30mg	再発又は難治性の濾胞性リンパ腫	C82$	130030 非ホジキンリンパ腫 130030xx99x2xx 130030xx99x3xx 130030xx97x2xx 130030xx97x3xx

高額薬剤通知　別表２　保医発0318第２号　2025.3.18

告示番号	検査名	適応症	ICD-10（参考）	診断群分類番号
1	D006-19 がんゲノムプロファイリング検査	造血器腫瘍又は類縁疾患 ゲノムプロファイリング検査	C82$、C83$等	130010 急性白血病 130030 非ホジキンリンパ腫 130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物 130050 骨髄増殖性腫瘍 130060 骨髄異形成症候群 130080 再生不良性貧血 130120 血液疾患（その他）

出来高算定対象となる
診断群分類

※　2025年3月1日より、下記項目の留意事項が改正されています。

診療報酬点数表より抜粋

B011-5　がんゲノムプロファイリング評価提供料　12,000点

（１）がんゲノムプロファイリング評価提供料は、固形がん患者について、「D006-19」がんゲノムプロファイリング検査を行った場合であって、得られた包括的なゲノムプロファイルの結果を医学的に解釈するための多職種（がん薬物療法に関する専門的な知識及び技能を有する医師、遺伝医学に関する専門的な知識及び技能を有する医師、遺伝カウンセリング技術を有する者等。以下同じ。）による検討会（エキスパートパネル。以下同じ。）で検討を行った上で、治療方針等について文書を用いて患者に説明した場合に患者１人につき１回に限り算定する。また、造血器腫瘍又は類縁疾患患者について、造血器腫瘍又は類縁疾患のゲノムプロファイリング検査を行った場合であって、得られた包括的なゲノムプロファイルの結果を医学的に解釈するための多職種による検討会で検討を行った上で、治療方針等について文書を用いて患者に説明した場合に造血器腫瘍又は類縁疾患の同一疾患につき１回に限り算定する。

※下線部分は一部改正部分

© 2025　NICHIIGAKKAN CO., LTD. All rights reserved.

診療報酬点数表より抜粋

D006-19 がんゲノムプロファイリング検査 44,000点

（１）～（６） （略）

（７）造血器腫瘍又は類縁疾患ゲノムプロファイリング検査は、造血器腫瘍の腫 瘍細胞、血液、骨髄液又は体腔液を検体とし、100以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、包括的なゲノムプロファイルの取得を行う場合に、本区分のがんゲノムプロファイリング検査を準用して算定する。なお、この場合には（３）から（５）までを満たすこと。また、本検査は下記のいずれかに該当する場合、検体提出時に造血器腫瘍又は類縁疾患の同一疾患につき１回のみ算定できる。下記のうち、イ、エ、オに該当するものについては、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ア 初発時に算定できるもの
- ① 急性骨髄性白血病
- ② 急性リンパ性白血病
- ③ 骨髄異形成症候群
- ④ 骨髄増殖性腫瘍及びその類縁腫瘍
- ⑤ 組織球及び樹状細胞腫瘍

イ 従来の方法による検索が行えない又は他の造血器腫瘍又は類縁疾患と鑑別が困難な場合において、初発時に算定できるもの
- ① アグレッシブＢ細胞非ホジキンリンパ腫
- ② インドレントＢ細胞非ホジキンリンパ腫
- ③ Ｔ細胞非ホジキンリンパ腫
- ④ ＮＫ細胞非ホジキンリンパ腫
- ⑤ 多発性骨髄腫

ウ 再発又は難治時に算定できるもの
- ① 急性骨髄性白血病

エ 従来の方法による検索が行えない又は他の造血器腫瘍又は類縁疾患と鑑別が困難な場合において、再発又は難治時に算定できるもの
- ① フィラデルフィア染色体陽性急性リンパ性白血病
- ② インドレントＢ細胞非ホジキンリンパ腫
- ③ Ｔ細胞非ホジキンリンパ腫
- ④ ＮＫ細胞非ホジキンリンパ腫
- ⑤ 慢性リンパ性白血病

オ 病期を問わず算定できるもの（既存の検査及び病理診断等で確定診断に 至らず、治療方針の決定が困難な場合に限る。）
- ① 原因不明の著しい血球減少

※下線部分は一部改正部分

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
（保医発0228第２号2025.2.28）

URL ; https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001428221.pdf

© 2025 NICHIIGAKKAN CO., LTD. All rights reserved.